

# 『労働保険相談チャット』を公開しました

労働保険制度に関するお問い合わせに、チャットボット（※1）が自動で対応する対話形式のサービスを、下記の通り開始しております。

厚生労働省ホームページから『労働保険相談チャット』にアクセスすることで、労働保険制度（※2）の知りたい情報を24時間365日（※3）、素早く、簡単に取得することが可能です。

※1：チャットボットとは、“チャット”と“ロボット”を組み合わせた言葉で、AI（人工知能）によりロボットが自動的に対話型のコミュニケーションを行うツールのことを指します。

※2：「年度更新関係」「電子申請関係」に加えて、今後、対象業務を順次追加する予定です。

※3：メンテナンス期間を除きます。

## 概要

### チャットの入口

現在、以下のページ等に、チャットを起動するためのバナー（ボタン）を設置しております。

- 「労働保険相談チャット」ご利用案内  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/roudo\\_uhoken21/hoken\\_chatbot.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudo_uhoken21/hoken_chatbot.html)



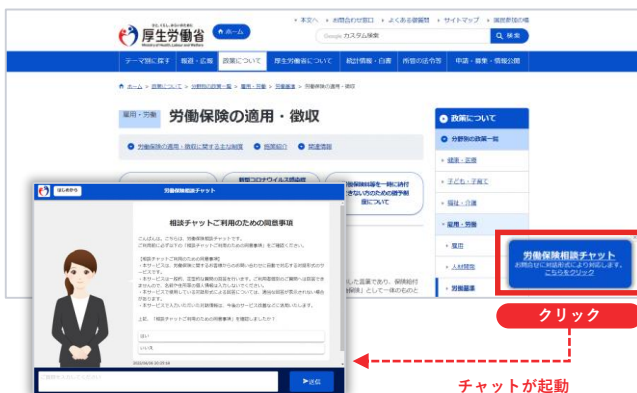
- 労働保険の適用・徴収  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/index.html)



お持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットでページを開くと、画面右下にバナーが表示されます。

### チャットの起動

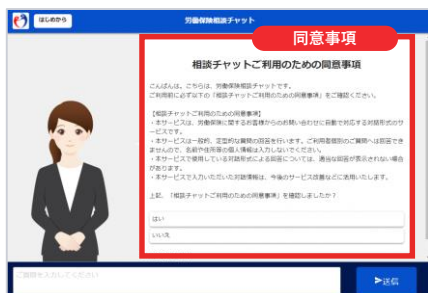
下図の通りバナーをクリックしていただくことで、チャット窓が立ち上がります。



## ご利用方法

### 1. 同意事項

冒頭の同意事項を確認された上で、「はい」を押して下さい。



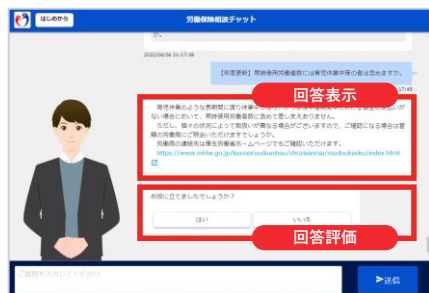
### 2. 照会の進行

案内に沿ったカテゴリ選択、またはフリー質問入力が可能です。



### 3. 回答確認・評価

表示された回答をご確認ください。併せて評価もお願い致します。



## お問い合わせ先

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 業務係  
電話 03-5253-1111（内線：5163,5162）